

環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年7月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 小田急電鉄株式会社 代表取締役 星野 晃司
	指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区长尾二丁目342番21号 他
	指定開発行為の目的	商業施設、温浴施設、自然体験施設等の新設
	指定開発行為の内容	開発面積：約162,400㎡ 建築面積：約17,100㎡ 延べ面積：約17,700㎡
	指定開発行為の施行期間	令和3年10月～令和5年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：令和2年7月17日（金）～令和2年7月31日（金） ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、宮前区役所では第4土曜日午前8時30分から午後0時30分まで 縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	宮前区役所、宮前区役所向ヶ丘出張所、多摩区役所 及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	【申出書の記載内容】 <ul style="list-style-type: none">氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名指定開発行為の名称申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、主に条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 【申出ができる方】 <ul style="list-style-type: none">条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 【提出期限及び提出先】 <p>提出期限：令和2年7月31日（金）（郵送の場合は令和2年7月31日消印有効） 提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室宛て 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。</p>
条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。条例公聴会を開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。公聴会は、 8月28日（金） の開催を予定しています。 【公述人について】 <ul style="list-style-type: none">公述人に選定された方は、公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可）公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 <ul style="list-style-type: none">環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 【条例公聴会を開催しない場合】 <p>上記申出がなかった場合には、条例公聴会を開催されません。</p>	
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	

関係地域の範囲（条例見解書第4章抜粋）

関係地域とは、現段階で環境に影響が及ぶことが想定される地域とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある工事用車両及び施設関連車両走行ルート沿道の50m程度の範囲
- 建設機械の稼働及び冷暖房施設等の設置に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から100m程度の範囲
(なお、地下水の影響が及ぶおそれのある範囲については、上記に含まれている。)

関係地域の範囲は、図4-1に示すとおりである。当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は、表4-1に示すとおりである。

表 4-1 関係地域の範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	多摩区	長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目 宿河原二丁目、東生田一丁目、登戸 上記町丁の一部
	宮前区	五所塚一丁目、五所塚二丁目、平三丁目 上記町丁の一部

